

山梨県公報

第二千五百四十八号

平成二十七年
十月五日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定(九件).....	六四九
○道路の区域変更(三件).....	六五二
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	六五三

告示

山梨県告示第三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲州市大和町日影字古部土地五九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古部土地五九五(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南アルプス市芦安菅倉字ヒリ倉六の二(次の図に示す部分に限る。)、芦安菅倉字

ヒリ倉一の三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヒリ倉六の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

北杜市白州町横手字前山四三三の四三、字大日向四三二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前山四三四三の四三・字大日向四三二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七の一（次の図に示す部分に限る。）、塔岩町字上ノ山三七九から三八一まで、字人室一三三二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥仙丈三〇六七の一・字上ノ山三七九から三八一まで、字人室一三三二の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

北杜市須玉町比志字告場二二八一、二二九九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字告場二二八一・二二九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町万沢字上横沢山二二六四、二二六七から二二六九まで、二二七二

二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上横沢山二三六四・二三六七・二三六八・二三七二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

上野原市桐原字前原六五七、六五八、六六一の乙、六六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

大月市七保町奈良子字奈良子向一〇三七、一〇三八、一〇七七、一一二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奈良子向一〇三七・一〇三八・一〇七七・一一二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

北都留郡小菅村字作之宮一七九一の一、一七九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備えて置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市富浜町鳥沢字藤沢五九二〇番の三地 先から 大月市富浜町鳥沢字藤沢五九二三番の一地 先まで	一〇・六 一一・二	九・七 一一・八		三〇・二

山梨県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桑久保字金子四三三番地先から 上野原市桑久保字金子四三六番地先まで	一五・二 一九・五	一五・二 一九・五		二七・〇

山梨県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年十月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 休息勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市勝沼町山字塚穴一七六七番の三地先 から 甲州市勝沼町山字上穴田一七五四番の三地 先まで	六・九 一〇・七	六・九 八・六		五四・三

山梨県告示第三百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十七年十月五日

二 指定道路の位置

富士吉田市上吉田字城山西千八百八十一番七

三 指定道路の幅員

六・〇メートル

四 指定道路の延長

三十四・一八メートル

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番